

生駒市条例第34号

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
(平成30年3月生駒市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する」を削り、「第5条第1項」を「同条第1項」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者(以下「管理者」という。)が主任介護支援専門員でないものに限る。))については、第5条第2項」と、「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項の」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護

支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。